

平成28年3月制定

## 学校法人芝浦工業大学における研究者の研究活動に関する行動規範

研究活動不正防止委員会

学校法人芝浦工業大学（以下、「本学」という）は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日）が文部科学省から公表されたことにともない、以下のとおり、芝浦工業大学における研究者の研究活動に関する行動規範（以下、「行動規範」という。）を定める。

1. 研究者は、自らのおこなっている科学研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを強く自覚し、自主的かつ自律的に研究を進め、良心と信念に従って誠実に行動する。
2. 研究者は、研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ、証拠隠滅又は立証妨害等、研究者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱などの不正行為をおこなわず、また加担しない。
3. 本学は、研究者の研究倫理意識の高揚を図るため、必要な啓発および倫理教育を実施する。
4. 研究倫理教育についての責任者は以下の通りとする。  
研究倫理教育責任者は、部局責任者（各学部長、各研究科長、各併設学校長および事務局長）とし、倫理教育の計画を策定し、広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施する実質的な責任と権限を持つ。
5. 本学は、公正な研究活動に係るコミュニケーションのために相談窓口および通報窓口を設け、これを公開する。
6. 行動規範は、研究活動不正防止委員会の議を経て、必要に応じて改正する。

以上